

安全報告書

鳥取県わかさ氷ノ山スキー場
若桜観光株式会社

鉄道事業法第19条の4に基づき、安全報告書作成し公表する。

1. 基本方針

安全第一の意識を持って事業活動を行う。

「基本方針を」を定め周知・徹底しております。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある状態（以下「事故・災害」という。）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報の漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 安全に係る取組状況

(1) 安全管理対策の維持のための教育訓練

索道施設の構造及び機能並びに取扱についての知識、技能の向上を図り、保守管理及び安全保全に万全を期するための教育訓練を行っている。

救助訓練は、シーズン初めに実施している。

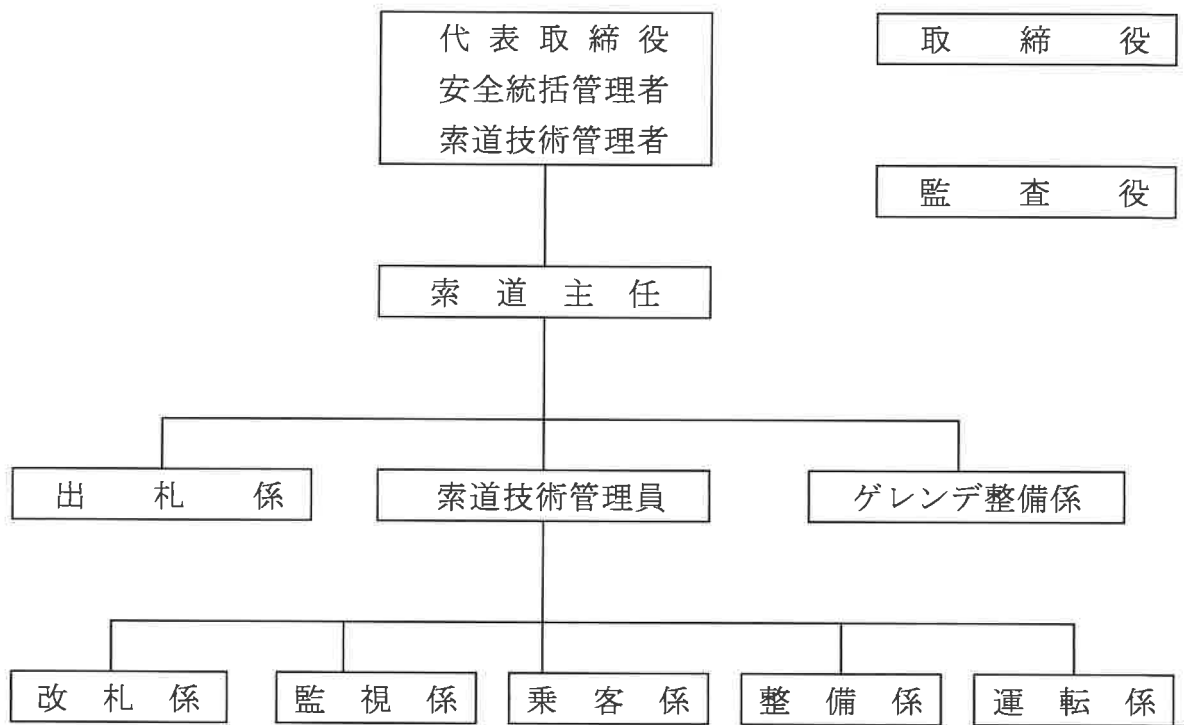
(2) 事故防止対策

事故・災害等その他の輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行い不安全事象の再発防止又は安全意識の向上の観点から索道業務に携わるものに対して周知を図る。

(3) 業務報告の徹底

輸送の安全確保に関し不安全行動などの安全を損なう事態及び事故防止対策に有効な情報などの報告を徹底している。

3. 安全管理体制



4. 鉄道事業法第19条・同第19条の2に係る届出事項はありません。

令和4年 若桜観光株式会社従業員研修会

令和4年12月17日

救助訓練



救助訓練の様子

